改 後 玥 行 ΤĒ 制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号 制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号 最終改正 令和2年3月31日付け元農振第3648号 最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3248 号 最終改正 令和2年3月31日付け元生産第2111号 第1 「略] 第1 「略] 第2 事業実施主体 第2 事業実施主体 1 要綱第5の1の(4)の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、 1 要綱第4の4の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協 農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法(昭和24年法律第195 同組合、農業協同組合連合会、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95 号) 第95条第1項の規定により数人共同して十地改良事業を行う者及び 条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254 能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水 号農林水産事務次官依命通知) 別紙5に規定する広域活動組織、農業委員 産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織、農業委員会(ただ 会(ただし、要綱別表の区分の欄の2(以下「定率助成」という。)の事業 し、要綱別表の区分の欄の2(以下「定率助成」という。)の事業種類の欄 種類の欄(13)に掲げるものに限る。)とする。 (11) に掲げるものに限る。) とする。 2 要綱第5の1の(5)の農業法人等とは、農業競争力強化農地整備事業 2 要綱第4の5の農業法人等とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領 実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号 (平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産 農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知)別紙1-1第2に規定する 省農村振興局長・生産局長連名通知)別紙1-1第2に規定する農地所有 農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月 適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年4月1日付け 1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙6に規定する 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知) 別紙6に規定する活動組織 活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。 のうち、以下のいずれかを満たす者とする。 (1) ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中 ① ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中心

と見込まれること (2)ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り 受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。

心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実

- 3 要綱第5の3の(1)のアの民間団体とは、民間企業、特定非営利法人、 事業協同組合連合会・事業協同組合、企業組合・協業組合、一般社団法人、 一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象 地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。
- 4 要綱第5の3の(1)のイの茶生産者団体とは、農業協同組合、農業協

- ① ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中心 経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見 込まれること
- ② ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。

(新設)

同組合連合会、農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。)、農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)その他農業者の組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。

- 5 要綱第5の3の(2)の生産者、実需者等で構成される協議会とは、以下の全ての要件を満たす協議会とする。
 - (1)以下の者から構成される協議会であること。なお、ア及びイについては、必須の構成員とする。
 - <u>ア 生産者(農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。</u>)
 - イ 実需者(中間事業者(産地と食品製造業者等(食品製造業者、外食事業者、花き販売者等をいう。以下同じ。)とをつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせて供給し、場合によっては、選別、調整、加工等を行うことに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)
 - ウ 本事業の実施を行う上で必要な地方公共団体等
 - (2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表 者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管 理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規 約」という。)が定められていること。
 - (3)協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不 正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が 整備されていること。
- 6 要綱第14の1の(4)の事業実施者とは、原則として都道府県法人(果 樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第4条の4の第2号に規 定する都道府県法人をいう。以下同じ。)とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都 道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事 業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となること ができる。

7 要綱別表の区分の欄の1(以下「定額助成」という。)の事業種類の欄(1)から(10)までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又

(新設)

(新設)

<u>3</u> 要綱別表の区分の欄の1(以下「定額助成」という。)の事業種類の欄(1) から(10)までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又 は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工(以下「農業者施工」という。)等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第3 計画等の作成

- 1 要綱<u>第7の1</u>の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第1号を参 考に作成するものとする。
- 2 要綱<u>第8</u>の地域内農地集積促進計画は、別記様式第2-1号により作成 するものとする。
- 3 要綱<u>第9</u>の<u>農地集積推進計画</u>は、別記様式第2-2号により作成するものとする。
- 4 要綱第 10 の高収益作物転換促進計画は、別記様式第 2 3 号により作成するものとする。
- 5 要綱第 11 の未来型産地形成推進条件整備計画は、新産地育成型及び既存産地改良型は別記様式 2-4号を例として、園芸作物導入型は別記様式第2-5号により作成するものとする。
- 6 要綱第 12 のスマート農業導入推進計画は、別記様式第 2 6 号により 作成するものとする。
- <u>7</u> 要綱<u>第13</u>の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成する ものとする。
- 8 要綱第8から第13までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の 排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範 囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業 振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- 9 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画及び農地耕作条件改善計画を作成するものとする。
- 10 民間団体が事業実施主体となる場合は、支援対象者は、事業実施者、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、未来型産地形成推進条件整備計画を作成するものとする。
- 11 茶生産者団体又は協議会が事業実施主体となる場合は、事業実施主体 は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、未来型産地 形成推進条件整備計画を作成するものとする。

は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工(以下「農業者施工」という。)等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第3 農地中間管理機構との連携概要等

- 1 要綱<u>第6</u>の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に 策定するものとする。
- 2 要綱<u>第7</u>の地域内農地集積促進計画は、別記様式第2-1号により作成するものとする。
- 3 要綱<u>第8</u>の<u>高収益作物転換促進計画</u>は、別記様式第2-2号により作成するものとする。
- 4 要綱<u>第9</u>の<u>農地集積推進計画</u>は、別記様式第2-3号により作成するものとする。

- <u>5</u> 要綱<u>第10</u>の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成する ものとする。
- 6 要綱<u>第7</u>から第<u>10</u>までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の 排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範 囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業 振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- 7 農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画又は高収益作物転換促進計画及び農地耕作条件改善計画を作成するものとする

第4 事業の申請等

- 1 要綱第14の1の(1)の農村振興局長及び生産局長(以下、「農村振興局長等」という。)が別に定める書類は、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)の2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下「実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下「実質化された人・農地プラン」という。)が作成された地区で本事業を実施する場合にあっては、同通知別紙1に基づき作成された実質化された人・農地プランの概要、同通知の5(1)に基づく工程表が公表された地区で本事業を実施する場合にあっては、当該工程表とする。
- 2 要綱第14の1の(1)及び(4)の事業採択申請書は別記様式第5号により、要綱第14の2及び6の事業採択通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第14の4又は8により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第7号により、事業変更通知書は別記様式第8号により、それぞれ作成するものとする。
- <u>3</u> 要綱<u>第 14 の 4 及び 8</u> の農村振興局長<u>等</u>が別に定める重要な変更とは、 次に掲げるものとする。

 $(1) \sim (3)$ 「略〕

- 4 農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、 都道府県及び関係市町村と調整の上、法人設立登記事項証明書、定款の写 し及び都道府県知事による経営状況の調査報告(別記様式第4号)並びに 第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。
- 5 活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。
- 6 公募選定者が事業実施主体となる場合は、生産局長が別に定める公募要領の規定により、都道府県及び関係市町村と調整を行うものとする。
- 7 要綱第4の人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、事業 実施主体(要綱第3の4の(1)の事業のうち果樹を対象とするものにあっては支援対象者)は、要綱第14の2、3又は6により事業採択の通知を 受けた後、遅滞なく要綱第10の高収益作物転換促進計画、第11の未来型

第4 事業の申請等

(新設)

- 1 要綱<u>第 11</u> の事業採択申請書は別記様式第5号により、事業採択通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱<u>第 11</u> の変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第7号により、事業変更通知書は別記様式第8号により、それぞれ作成するものとする。
- <u>2</u> 要綱<u>第 11 の 4</u>の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

- 3 農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、 都道府県及び関係市町村と調整の上、法人設立登記事項証明書、定款の写 し及び都道府県知事による経営状況の調査報告(別記様式第4号)並びに 第2の2の①又は②を証明する資料を提出するものとする。
- 4 活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の①又は②を証明する資料を提出するものとする。

(新設)

産地形成推進条件整備計画及び第 12 のスマート農業導入推進計画を農地中間管理機構へ提出するものとする。

第5 事業達成状況の報告

- 1 要綱<u>第15</u>の「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1号、別記様式第2-2号、別記様式第2-3号、別記様式第2-4号、別記様式第2-6号及び別記様式第3号により行うものとする。
- 2 要綱第15の地方農政局長<u>等及び生産局長</u>への「報告」は、別記様式第9 号によるものとする。
- 3 要綱第15の「改善計画」は、別記様式第11号によるものとする。

第6 助成

- 1 要綱第16の1について
 - (1) 要綱 $\frac{6}{1}$ について農村振興局長 $\frac{8}{1}$ が別に定める助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、定額助成の事業種類の欄(1)から(10)までにあっては、助成単価は、別表1に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
 - ア イに掲げるもの以外のもの(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価)

(ア)~(ソ) 「略]

- (タ) 定額助成の事業種類の欄(13) にあっては、別表3に定める助 成単価
- (チ) 定額助成の事業種類の欄 (14) にあっては、果樹に係るものは 受益面積 10 アール当たり 22 万円、茶に係るものは受益面積 10 アール当たり 14.1 万円
- _(ツ) 定額助成の事業種類の欄(15)の(ア)にあっては、受益面積 10 アール当たり 20 万円
- (テ) 定額助成の事業種類の欄(15)の(イ)にあっては、受益面積 10 アール当たり 28 万円
- (ト) 定額助成の事業種類の欄(15)の(ウ)にあっては、受益面積 10アール当たり3万円
- (ナ) 定額助成の事業種類の欄の (16) にあっては、単年度当たり 300 万円とする。

第5 事業達成状況の報告

- 1 要綱<u>第12</u>の「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1 号、別記様式第2-2号<u>又は</u>別記様式第2-3号及び別記様式第3号により行うものとする。
- 2 要綱第12の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第9号によるものとする。

(新設)

第6 助成

- 1 要綱第13の1について
 - (1) 要綱第 13 の1 について農村振興局長が別に定める助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、定額助成の事業種類の欄(1)から(10)までにあっては、助成単価は、別表1に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
 - ア イに掲げるもの以外のもの(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価)

(ア)~(ソ) [略]

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イ 事業完了時までに中心経営体(人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2に定める人・農地プラン(人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。)、実質化された人・農地プラン及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。)に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあっては、次に掲げるものとする。(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価)

(r) ~ (a) 「略]

- $(2) \sim (12)$ [略]
- (13) 定額助成のうち(15)の(ア)においては、改植後の早期成園化を 図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組を実施することができ る。
- (14) 定額助成のうち(15)の(イ)においては、未利用の農地等を取得 又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保す るための取組を実施することができる。
- (15) 定額助成のうち(15)の(ウ)においては、成園後の省力・効率的 生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の 効率的な操作方法等を習得するための取組を実施することができる。
- (16) 定額助成のうち(16) にあっては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。
- 2 要綱第16の2について

助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

- (1)~(8) 「略]
- <u>(9)</u>機械作業体系の導入に必要な機械・施設のリース導入等に要する経 費
- (10) 労働生産性の向上に必要な機械・施設のリース導入に要する経費
- 3 要綱第16の3について

農地集積推進助成の額は、定率助成ハード事業の事業費に 5.0%を限度と する助成率を乗じた額とする。但し、別表 2 に掲げる地域等においては、 同表の助成率の欄に掲げる助成率を上限とする。 イ 事業完了時までに中心経営体(人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。)及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。)に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあっては、次に掲げるものとする。(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価)

(ア)~(コ) [略]

 $(2) \sim (12)$ [略]

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 要綱<u>第13の2</u>について 助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

 $(1) \sim (8)$ 「略]

(新設)

(新設)

3 要綱第13の3について

農地集積推進助成の額は、定率助成ハード事業の事業費に 5.0%を限度と する助成率を乗じた額とする。但し、別表2に掲げる地域等においては、 同表の助成率の欄に掲げる助成率を上限とする。

第7 [略]

第8 その他

$1 \sim 4$ [略]

5 事業の着手は、原則として、国からの交付金及び補助金(以下「交付金等」という。) 交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金等の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(別記様式第10号)をあらかじめ地方農政局長等又は生産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件 改善事業交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2324号農林 水産事務次官依命通知)の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着 手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

6 定額助成の事業種類の欄の(7)に該当するもの及び要綱別表の区分の2(以下「定率助成」という。)の事業種類の欄の(1)に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100~クタールを超えるときは、受益地のうち10~クタール以上)の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の(1)から(4)までに該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の(4)に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金等の返還措置を講ずるものとする。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

$7 \sim 9$ 「略]

- 10 要綱第5の3の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
 - $(1) \sim (7)$ 「略]
 - (8)棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
 - <u>(9)</u>(1)から<u>(8)</u>までに準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

11 「略]

12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であって、 都道府県が定率助成の事業種類の欄(17)の指導(以下「指導事業」という。)を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の交付金等の交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業

第7 [略]

第8 その他

$1 \sim 4$ 「略]

5 事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行う ものとするが、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に着手する 必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(別 記様式第10号)をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件 改善事業交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2324号農林 水産事務次官依命通知)の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着 手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

6 定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(7)に該当するもの及び定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100~クタール超えるときは、受益地のうち10~クタール以上)の転用が行われた場合並びに定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)から(4)までに該当するもの及び定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(4)に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

7~9 [略]

10 要綱第5の3の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

 $(1) \sim (7)$ 「略]

(新設)

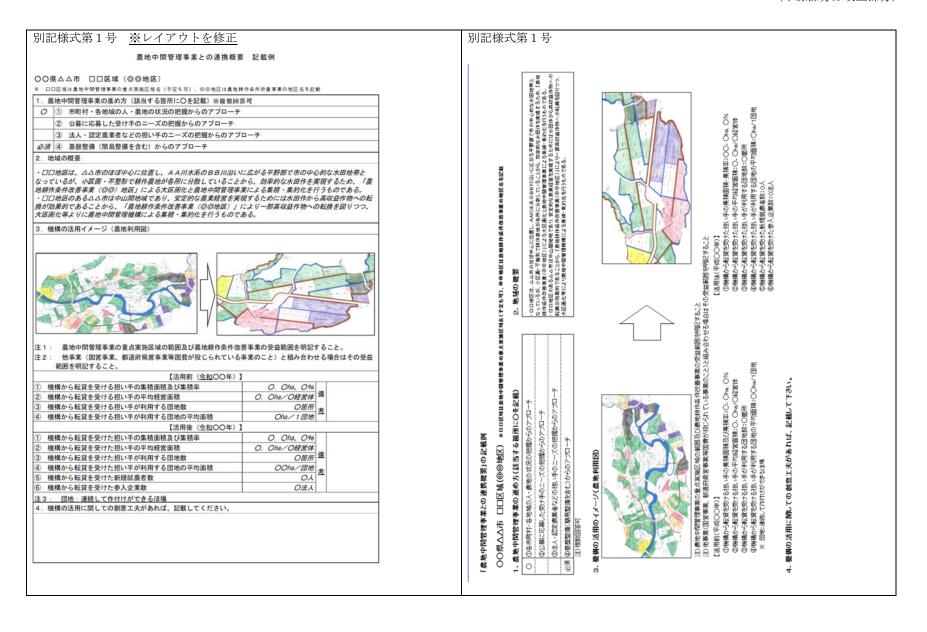
_(8)(1)から<u>(7)</u>までに準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

11 「略]

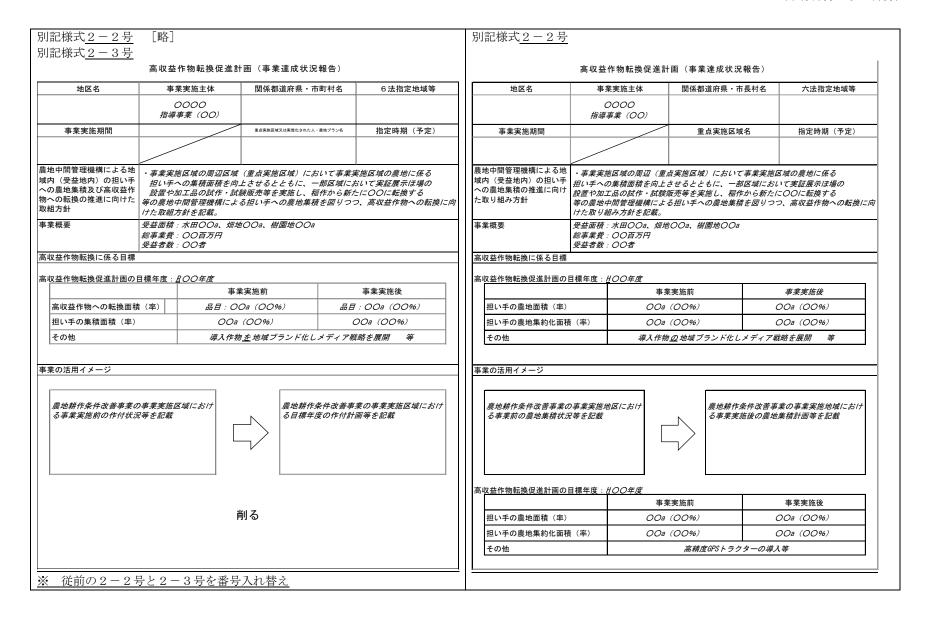
12 事業実施主体が都道府県<u>及び</u>市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄(13)の指導(以下「指導事業」という。)を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の<u>補助金</u>交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28

実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第6の1の(3)のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。 13 [略]	年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第6の1の (3)のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。 13 [略]
別表 1 、別表 2 [略]	別表1、別表2 [略]

別才	₹3	
	新植・改植支援単価等	
	補助対象となる取組	支援単価等
	果樹 1) 慣行樹形等への新植・改植 ア みかん等のかんきつ類への新植・改植	(新植支援単価(括弧 書きは改植支援単価) 21(23)万円/10a
	イ その他の主要果樹への新植・改植注 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。	15 (17) 万円/10a
	ウ りんごのわい化栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a
	エ ぶどう (加工用) の垣根栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a
	オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない慣行 樹形等への新植・改植	2分の1以内
(2)省力樹形への新植・改植 ア 超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)への 新植・改植	71 (73) 万円/10a
	イ 高密植低樹高 (新わい化) 栽培 (りんご) への新植・改植	52 (53) 万円/10a
	ウ 根域制限栽培 (みかん等のかんきつ類) への新植・ 改植	108 (111) 万円/10a
	エ 根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)への新植・ 改植	99 (100) 万円/10a
	オ ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)へ の新植・改植	32 (33) 万円/10a
	カ アから才までのいずれの場合にも該当しない省力 樹形への新植・改植	2分の1以内
2	茶の新植・改植	12 (15.2) 万円/10a



別記様式2-1号 別記様式2-1号 地域内農地集積促進計画 (事業達成状況報告) 地域内農地集積促進計画 (事業達成状況報告) 関係都道府県・市町村名 関係都道府県・市長村名 地区名 事業実施主体 6 法指定地域等 地区名 事業実施主体 六法指定地域等 0000 0000 指導事業 (OO) 指導事業 (OO) 事業実施期間 重点実施区域名 指定時期 (予定) 事業実施期間 重点実施区域名 指定時期 (予定) 農地中間管理機構による地 農地中間管理機構による地 ・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的省 区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的省 域内(受益地内)の担い手 域内(受益地)の担い手へ 力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において の農地集積の推進に向けた 力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において への農地集積の推進に向け た取組方針 農地中間管理機構による担い手への農地の賃貸借面積を向上させる 取り組み方針 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地の賃貸者面積を向上させる 等の農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積に向けた取組方針を記載。 等の農地中間管理機構による担い手への農地集積集約に向けた取り組み方針を記載。 事業概要 事業概要 受益面積:水田OOa、畑地OOa、樹園地OOa 受益面積:水田OOa、畑地OOa、樹園地OOa 総事業費:00百万円 総事業費:00百万円 受益者数:OO者 受益者数:OO者 農地集積に係る目標 農地集積に係る目標 地域内農地集積促進計画の目標年度: ROO年度 地域内農地集積促進計画の目標年度: #00年度 事業実施前 事業実施前 事業実施後 事業実施後 担い手の集積面積 (率) 00a (00%) 00a (00%) 担い手の農地面積(率) 00a (00%) 00a (00%) 担い手の集約化面積(率) 担い手の農地集約化面積(率) 00a (00%) 00a (00%) 00a (00%) 00a (00%) その他 導入作物<u>を</u>地域ブランド化しメディア戦略を展開 等 *導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開* 等 その他 事業の活用イメージ 事業の活用イメージ 農地耕作条件改善事業の事業実施地区におけ 農地耕作条件改善事業の事業実施地域におけ 農地耕作条件改善事業の事業実施地区におけ 農地耕作条件改善事業の事業実施地域におけ る事業実施前の農地集積状況等を記載 る事業実施後の農地集積計画等を記載 る事業前の農地集積状況等を記載 る事業実施後の農地集積計画等を記載 事業実施前 事業実施後 (削除) 担い手の農地面積(率) 00a (00%) 00a (00%) 担い手の農地集約化而精 (率) 00a (00%) QQa (QQ%) 高精度GPSトラクターの導入等 その他 「以下略] 「以下略〕



別記様式第2-4号

未来型産地形成推進条件整備計画 (新産地育成型 ・ 既存産地改良型) (該当する型を ○で囲む)

関係都道府県・市町村・ 地区名	支援対象者 (茶にあっては、茶生産者団体)	事業実施期間	目標年度
〇〇県〇〇市 〇〇地区		令和〇年度~〇年度	令和〇年度
受益面積 (新産地育成型:新植面積 既存産地改良型:改植面積	関連事業地区名	重点実施区域又は実質化 された人・農地プラン名	左記の指定又は 実質化の時期 (予定)
00ha	OO地区		令和〇年〇月

未来型産地の形成を推進するための基盤整備の状況

(新産地育成型の例)事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により水田〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また用排水路のパイ プライン化とは場内制作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、 令和〇年度までに〇〇(品目名)の省力樹形・機械作業体系を導入し、労働生産性の抜本的に高めたモデル産地の実現及び水田の高収益化 を図る。

関連する基盤整備事業の概要

受益面積:OOha、総事業費:OO百万円、工期:RO~RO、主要工事内容:区画整理OOha、暗渠排水OOha、用排水路OOm

未来型産地形成の概要

(新産地育成型の例)事業実施区域の水田転換樹園地において、りんごOha、なしOhaを対象に省力樹形・整列樹形・機械作業体系を導入 し、管理作業の省力化のためにスピードスプレイヤーをO基、収穫作業の省力化のために高所作業台車をO基導入する。

対象品目名	新植(改植) 面積	導入する 栽培方法	導入する 機械・施設	導入する機械・ 施設の台数	導入する機械・ 施設の割合	機械・施設の 活用農家戸数	管理体制
<i>U.</i> ∠. →	りんご Oha	超高密植栽培	高所作業台車	O基	O基/Oha	0 戸	全基、活用農家
9702	Ona	整列樹形	スピード スプレイヤー	O基	O基/Oha	0 戸	が所有・管理
なし	Oha	ジョイント栽培	スピード スプレイヤー	O基	O基/Oha	0 戸	全基、活用農家 が所有・管理

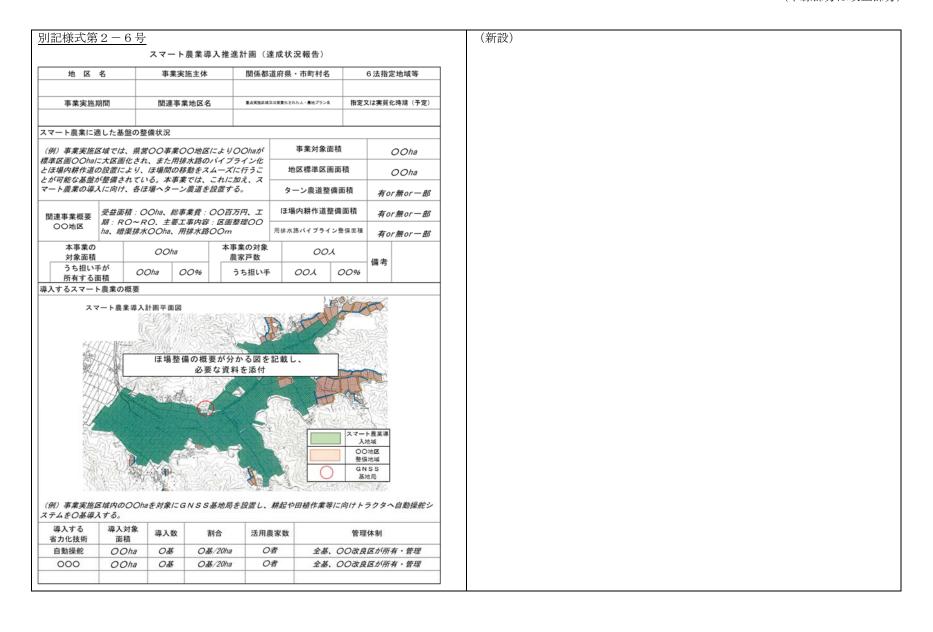
未来型産	E地形成に向	けた取組					
	新植(改植 乾園化までの) 実施俊の 基		から順次、新植を	実施する。成園化	までの間、幼木の管理	ための大苗を育成する。 理作業を実施する。ま る。
(任意)	小規模園地		例)水田から転換した 改良等を実施する。	樹園地の利用度を	高めるため、新植	きを実施する前に、盛」	土や排水対策、土壌・土
事業の言							
	- F7	^	1 年目	2年目	3年目	4年目	5年目
<u> </u>	K	分	(事業開始年度)	2年日	3年日	4 年日	(目標年度)
別の 投 <i>)</i> 基盤	事業とは の国費が	総事業費	-				
投	入された 経整備事業	国庫補助金額	Ã				
265 13	世世州尹未	自己負担額					
	小規模	総事業費					
(必) (任意 集	園地整備	国庫補助金額	A .				
		自己負担額					
新	植・改植	支援対象面積 国庫補助金額					
-	1						
45.5	大苗の 育成	支援対象面積 国庫補助金額					
営期		支援対象面積					
続園	での営農	国庫補助金額					
発化展・	省力技術	支援対象面積					
	省力技術 研修	国庫補助金額					
	-	総事業費					
*	農械作業	国庫補助金額	a l				
6	本系導入	自己負担額	ы				
		BCA1ETR					
:1 -	事業宝施該	当年度に金額 卍	i積を記入すること。				
			の年数を追加・削除	すること。			
			10 (既存産地改良型)	早期成園化・経営	営継続発展の国庫	補助金額は、	
			₩単価を乗じたもの。 ₩単価は別表参照。				
			g卑価は別衣参照。 Dうち代替農地での営	農は、既存産地改良	良型のみ取組可能.		
	また、早期	成園化・経営継続	発展の支援対象面積				
	(1) 大苗の 新植・)面積のうち、大苗の	育成により進備しま	- 大苗を用いて新	植・改植を	
	行う面積					~ ~ = c	
		行う園地において	、改植により途絶す				
		を限度とする。) ックデータを添作	を改植面積に乗じて算 tすること。)	出した面積(対象	品目に係る地域の)経営指標等、	
	(3)省力技	術研修					
	改植を する面積		、省力技術(省力樹	17 で登列樹形、機材	8.作業体糸をいう。	。)を導入	
			関する事項について	あらかじめ生産原	局長と協議の上、 ≸	業務方法書	
7 :	茶生産者団	体にあっては、オ	事業に取り組み補助:			産者について、	
7:	定めるもの 茶生産者団	とする。 体にあっては、オ		金の交付を受けよう	うとする全ての生涯		

記様式2-5号						
	未来型産地刑	成推進条件	·整備計画			
	(園芸	作物導入型	!)			
関係都道府県・市町村・地区名	支援対象者 (協議会名)	4	業実施期間		目標年	度
目標年度における 園芸作物作付面積	事業地区名	重点実施地	区又は実質化された 農地プラン名	左記の指	作文は実質化	の時期 (予定)
第 1 事業計画総括表 1 事業概要等						
区分	事 業 費	国庫補助	負担区分 自己負担	その他	補助率	備考
1 産地の合意形成に向けた取組	Ħ	PI	н		円 定額	
協議会の開催					定額	
園芸作物の生産及び供給体制の	整備				定額定額	
2 栽培技術の確立等に向けた取組 試験栽培の実施					定額	
品種の加工適性試験					定額	
GAP・トレーサビリティ手法の導	入				定額	
販路拡大の取組	E O Brid				定額 1/2	
3 機械・施設のリース方式による導入 機械・施設のリース方式による					定額、1/2	
省力化・安定生産に必要な生産					1/2	
栽培技術の確立や研修会の開催					定額	
合 計 注1:「開考」の側には、住人和に係る消費	秋伯当朝について、これを減額した	場合には「原根制し	ル門つち国際(人)()門 ()	%c. □ ₹E8#7	- アない場合には	
「該当なし」と、同税額が明らかでだ 注2:事業費=国庫補助+自己負担+その他	こい場合には「含税額」と記載する。 とすること。	٤.				
			Ì			
対象品目						
注:本事業で取組を実施する全ての品目を			l			
2 事業完了(予定)年月日	年 月 日					
第2 事業の目的及び成果目標						
1 事業の目的						
2 成果目標		の割合				
(1)契約取引の割合	契約取引			=	備す	Ť
(1)契約取引の割合		3年目	目標年度			
(1)契約取引の割合			目標年度 (年度)	%		
(1)契約取引の割合			目標年度 (年度)	%		
(1)契約取引の割合			目標年度 (年度)	8		
品目 地区 初年			目標年度 (年度)	%		
(1) 契約取引の割合品目 地区 初年 (度 年度) 2年目 5	3年目	(年度)	%		
(1) 契約取引の割合品目 地区 初年 (度 年度) 2年目 5	3年目	(年度)	5 No. 48	*# \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
品目 地区 初年	度 年度) 2年目 5	3年目	(年度)	して、取組も	主体が所在する のとする。	
(1) 契約取引の割合品目 地区 初年 (度 年度) 2年目 5	3年目	(年度)	りて、取組もいてきるもの	主体が所在する のとする。	,
(1) 契約取引の割合 品 目 地 区 初年 :	度 年度) 2年目 5	3年目	(年度)	して、取組ができるも	主体が所在する のとする。	
(1) 契約取引の割合 品 目 地 区 初年 :	度 2年目 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	3年目 あることとする。 数量を当該品目の で弾出した面積に	(年度)	して、取組したできるも	主体が所在する のとする。	

第3 事業内	容							
	の実施スケジュー	ル						
実施時期	****	****	in 1		組の内容	1 Dn 60 484 4 4 4	u =+===================================	and a state of the
年 月	産地の合別	意形成に向けた取	RI	血種の選定や出作	時先の確保に向けた	に収組 機械・施設の	リース方式による	等人寺の収組
年月								
年 月	月行を追加して記入すること。							
 取組詳細 (1)産地の1 	∄ 合意形成に向けたⅠ	取組						
政	組内容	開催時	期		具体的な	な内容		備考
(例) 協議会		4月、8月、2						
	の生産及び供給体制の整備 容」の欄は、取組内容		水稻等	から野菜への転換にタ	先進的に取り組むJA	AOO(〇市)へ生産技術に	係る現地調査	
注2:適宜、行	を追加して記入するこ	٤.						
	術の確立等に向け 組内容	た取組 開催時	HA .		具体的机	た由帝		備考
(例) 試験栽		8~12月		品目)に係る転作栽均		471世		NH -75
				man or to the street I have the				
注1:実証ほり 注2:適官。そ	易を設置する場合は、3 「を追加して記入するこ	3(実証ほ場の設置)	記入すること。					
	設のリース方式に							
	組内容	導入時刻			具体的な	な内容		備考
注1.「歌組庆	突ょの場についてけ	大車細別糾1のⅡの	₩1010(4)	の取組内容ごとに記入す	トスート			
注2:実証ほず 注3:機械・施	場を設置する場合は、3 設のリース方式による を追加して記入するこ	3(実証ほ場の設置): 導入を実施する場合	記入すること。 は、6を記入す	。 ること。	, 9-20			
				受置する際は以下の戸 すること(複数記載可		。)		
(1/Amile)		栽培技術の確立等			/*/	機械・施設のリース方:	ポニよる道 λ 竿 σ	D FTV &H
\Box	:	≪-ロ技術の唯立∜	1年19177年以	ena.		成体・肥政のソー人力:	ハによる守八寺(フ州大利益
(2)実証ほの	の内容							
品目	設置場所	ほ場面積 (a)		具体	的な取組内容		管理責任者	備考
\vdash		(a)						
\vdash								
├								
ā†	-				-			
注1:「管理責 注2:「設置場 注3:滿官 #	任者」の欄は、実証ほ 所」の欄は、実証ほを を追加して記るサエニ	に関する責任者名() 設置する市町村名・1	スは管理する機 地域名を記入す	髪関名)を記入すること。 ⁻ること。				
	を追加して記入するこ 設のリース導入に信							
4 機械・施設 (1)リース内		R心争項						
品目	名 機械	·施設名 1	辻 様 !造会社名	台数·面積	機械・施設管理者	者 保管·設置場所		備考
			및 式					
注:対象機械	・施設が複数ある場合	には、適宜、行を追加	して機械・施制	及ごとに記入すること。				
		ス物件価格		リーフナス機	は,体鉛の湿中で	カルバ排稿法字の相 物		備考
機械・放		(千円)		リースする機	(株・) 他設の選定埋日	由及び規模決定の根拠		領考
<u> </u>								
<u> </u>								
L	Late of the contract of the co							1
						A-11 1 100 A-11 A-11		
注1:「リース」 (税抜金	画格))を記入すること。	II-は、ソーヘッの飲む	### 10 ## 2 **	業者により設定されてい	る小売希望価格(設定	Eされていない場合は一般的な身 E(導入する機械の能力、台数、A	€勢価格	

(3)リース事業者及びリース	ス料の選定	方法の計画								
				ŧ	旨名業者選定	の考え方				請 考
機械等納入事業者 ・	リース	事業者								
		入札								
注:「指名業者選定の考え方」の	の欄は、一般を	現争入札以外の3	定方法で業者を選	定した場合、記入す	ること。					
(4) 機械・施設のリー	ス料等									
		終了月(※1)		年 月	~	角	手月 ()	月)	
リース期間	期間終了後の残存価格(消費税抜き) 料助成申請額 諸費用(消費税抜き) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 4 3 4 3 4 3 4 4 5 4 5 4 5 6 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8						ı	(:	年)	带考
リース物件取得予定価格				1					(円)	
				2					(円)	
リース料助成申請額		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		3					(円)	
	E-1			4					(円)	
	= /			6						
消費税				5					(円)	
									(円)	
リース料助成申請額③	は、下記の	算式のいず	いか小さい額を	記入すること(使用した算	式に〇を記。	入すること)	•		_
I リース物件値	格 × リース!	期間 / 対応年数	× 1/2以内			Ⅱ (リース物	牛価格 一 残存	評価格)× 1/2	以内	
注1:※1及び※2につい 注2:リース事業者の見精:	ては、いずれ 書の写し等?	れかを記入する を添付すること	こと。							
注3:複数の機械・施設を	リース導入で	する場合、表を	追加し、機械・施	設ごとに記載す	ること。					
5 生産資材の購入に係る	事項		1	1						
資材名		個 数	使用面積	単 価	事	業費	うち助原	龙申請額	併	考
	-									
		国1.(全社分)								
2 その他国が必要と	認める資料									
4 必要経費										
			* * *		負担	旦区分			備考	
	77		事 来 質	国庫補助) I	自己負担	その他	m	辆布	
	司けた取組			-	r	17		н		
3 機械・施設のリース方										
合	āt	(4) 00 40.00								
注1:「事業費」欄には、本 注2:「区分」欄の3の取組 注3:事業費=国庫補助+自		係る事業費の総	類を記載すること。	る根合け雑助変で	トー記動機える	ムけて記載する	~ L			
注3:事業費=国庫補助+自	己負担+その	- ヨたり、無助年)他とすること。	OA4 OAMECI	ノ物ロは簡別年に	L N. SCHOOL C. 7.	1.1) C HEMILY (2)				
2 収支予算(又は精算	I)									
(1)収入の部			本年度予算額	**	精算額		比較增	減		考
įž.	分	- 4		本年度 円			曹 円	減	д	
国庫補助金					_ '	P)	- 14	_	н	
自己資金							_		_	
日に資金							_		_	
	ät			_			_		-	
合	ďΤ				_		_			
(2) 支出の部				T .			比較增	湖		
区	分	1	年度予算額		精算額	1	H III	減		考
園芸作物転換強化事業				P	_		- H	_	н	_
合	āt				_		_			_
コ 注1:経費積算の基礎等の 注2:適宜、行を追加して		是出すること。								
注2:適宜、行を追加して	紀入すること	Ł								

第5 協議会構成及						
		区	分			
	生産者	実需者	行政	その他		
JAOO(代表団体						
〇〇共済組合						
農地所有適格法人						
有限会社 〇〇法人	有限会社 OO法人					
〇〇大学(オブザー						
〇〇市役所(オブサ	ザーバー)					
協議会代表者名	JAOO ΔΔ ××	:				
事務代表者名	JAOO OO部長	♦♦ ▲▲				
会計責任者名	JAOO OO部長	○○振興課 課長 ◇◇ ▲▲				
注1:協議会構成員の 注2:構成員の位置づ) 「名称」欄に、協議会の代表団 がけられる段階(生産者、実需者	目体が分かるよう記載すること。また、オブザーバーについても同様に記載すること。 背、行政)に〇印を記載すること。また、その他の場合は、該当する業種等を記載: すすること。	と。 すること。			
1 定款、組織規	(添付書類名を記載する 見程、経理規程等の組織	:運営に関する規約・規程(案)及び収支予算(又は収支決算)	(前年度、	本事業を	実施してお	らり内容
2 本事業の一部	場合は省略することがで 那を外部へ委託する場合	さる。) :は、その委託契約書(案) :、生産資材等のパンフレット又は見積書				
3 本事業で取り 4 その他、国か	が必要と認める資料 が必要と認める資料	、 生産貿付等のハンブレット又は見積書				



地域の単	収益性向上の取組									
(必須) 高収益作物導入への (例) スマート農業を導入する担い手O名が、作業の余剰時間を活用し、近 際地域において園芸作物(トマト)を令和O年度までにOhaで実施予定。										
(任意)	任意)その他 (例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取 組、農産物のブランド化の取組 等									
事業の多	実施イメージ									
	1 年目		2 年目	3年目	4年目	5年目	備考			
/\-	ターン農道記 GNSS基が ード 設置		ーン農道設置	ターン農道設置						
		省	力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入					
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	フト									
注:1)	すること。				:は、変更箇所に二輩					

		農地耕作条件	改善計画	(事業達	成状況報	告)							農地耕	作条件	改善計画	(事業達	成状況報	强告)				
	地区名	事業実施主	E体	関係	都道府県・	市町村名		6 注	去指定地 域	等		地区名	事業実施主体			関係	都道府県・	市町村名		6法指定地域等		
		0000	2											0000	2							
		指導事業(OC	000)										指導	写業(O (000)							_
促ì	進計画の区分				É計画、高収 I <u>又はスマー</u>			_				促進計画の区分			地域内原	農地集積促進			換促進計i	画 <u>、</u>		
				-				其般較	備の計画	上農地集積推	连正計画				_							
			基盤套	うち定	農業者			年度計画	Ī							うち定	農業者			年度計画	ì	-
	事業種類	事業の概要	総事業費	額助成額	施工の内容	RO	RO	RO	RO	RC	区分	事業種類	事業の概	要	総事業費	額助成額	施工の内容	НО	НО	НО	НО	_
		A=OOa		100	内谷								A=OOa			1174	.,,					_
		(うち集約化OOa)									定		(うち集約化OOa)									-
πσБ	区画拡大(水路	現場条件									額	田の区画拡大(水路	現場条件									
	を伴わない)	(高低差Ocm)									助	の変更を伴わない)	(高低差Ocm)									
0722	2 E IT-12-0-0-7	表土扱い(有又は無)									成	の変更を行わない	表土扱い(有る	(は無)								
		畦畔除去のみの場合											畦畔除去のみの	場合								
		L = 000m											L =000m	\sim								4
農業用	用排水施設	用水路 L=Oom			•	~	—	\smile		1`	定	農業用用排水施設	用水路 L=OC	om -					·····			
暗渠技	抄	A=00s								ļ	率	暗渠排水	A=00a									-
土層改	z良	客士 A=009								ļ	助成	喧集排水	A=OOa									_
医画盘	E 理	A=00s									130	土層改良	客士 A=OOa									-
農作業	道等	舗装 L=OOm										区画整理	A=00a									-
農地道	主成	A=00a										農作業道等	舗装 L=OOm									
農用地	の保全	土留工 L=OOm										農地造成	A=00a									_
	環境整備支援	実施内容()()								<u> </u>		ASC PER AMELYA	002									_
支援	- ト農業導入											農用地の保全	±留工 L=0€	Dm					+			
	GNSS基地局 整備	基地局 〇機										営農環境整備支援	実施内容〇〇	施内容()()								
	先進的省力化 技術支援導入 支援	自動操舵システムの機 UAV の機										(新設)										_
	調査・調整、実 施計画策定支 援	<u>実施内容〇〇</u>																				_
管理省	î力化支援	実施内容()()								J		管理省力化支援	実施内容〇〇									

定額助成の事業達成状況報告に係る添付写真 [略] 定額助成(ハード)の実施計画(事業達成状況報告) [略]		定額助成の事業達成状況報告に係る添付写真 [略] 定額助成(ハード)の実施計画(事業達成状況報告) [略]	
集約化計画(中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳)	[略]	集約化計画(中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳) [略]	
土層改良計画(事業達成状況報告) [略] 定額助成補足説明資料(事業達成状況報告) [略]		土層改良計画(事業達成状況報告) [略] 定額助成補足説明資料(事業達成状況報告) [略]	

定率助成補足説明資料(事業達成状況報告)

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、<u>スマート農業導入支援</u>

年度別事業計画とその内訳 (イメージ)

1 条件改善促進支援 年	
世形図作成	
日 営農環境整備支援	
2 高付加価値農業施設移転等 年 耕作放棄地解消・発生防止 目 スマート農業導入支援 <u>調査測量、GNSS基地局設計</u> GNSS基地局設置 管理省力化支援 水管理省力化	
年 耕作放棄地解消・発生防止 月 スマート農業導入支援 調査測量、GNSS基地局設計 GNSS基地局設置 管理省力化支援 水管理省力化	
日 スマート農業導入支援	
調査測量、GNSS基地局設計 GNSS基地局設置 管理省力化支援 水管理省力化	
GNSS基地局設置 管理省力化支援 水管理省力化	
管理省力化支援 水管理省力化	
水管理省力化	
维+± 竺 珊 √ + /L	
3 維持管理省力化	
<i>年</i> 品質向上支援	
<i>目 導入作物に応じた支援</i>	
17技術等活用型施工	
スマート農業導入支援	
<u>トラクタへの自動操舵導入</u>	
営農定着促進支援	
営農飲雑用水施設	
農作物被害防止施設	
4 条件改善促進支援	
年 用地整備	
<i>B 農業機械維持補修</i>	
高収益作物導入支援	
実証展示ほ場の設置・運営	
高収益作物導入定着推進	
条件改善促進支援	
5 農用地等集団化	
年 高収益作物導入支援	
目 農地の良好な生産環境の維持	
及び条件整備	
ät	

定率助成補足説明資料 (事業達成状況報告)

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援

年度別事業計画とその内訳 (イメージ)

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1	条件改善促進支援			
<i>年</i> 目	地形図作成			
	営農環境整備支援			
2	高付加価值農業施設移転等			
年	耕作放棄地解消・発生防止			
Ħ	(新設)			
	管理省力化支援			
	水管理省力化			
3	維持管理省力化			
年	品質向上支援			
<u> </u>	導入作物に応じた支援 IT技術等活用型施工			
	(新設)			
	営農定着促進支援			
	営農飲雑用水施設			
4	条件改善促進支援			
年	用地整備			
Ħ	農業機械維持補修			
	高収益作物導入支援			
	実証展示ほ場の設置・運営			
	高収益作物導入定着推進			
	条件改善促進支援			
5	農用地等集団化			
年	高収益作物導入支援			
Ħ	農地の良好な生産環境の維持			
	及び条件整備			
計				

別記様式第4号

番 号 年 月 日

農地所有適格法人等 経営状況評価報告書

. 農林水産省○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名 印

農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号)第4の<u>4</u>の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

2~7 [略]

別記様式第4号

番 号

年 月 日

農地所有適格法人等 経営状況評価報告書

農林水産省○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名 印

農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号)第4の3の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

2~7 「略]

別記様式第5号		別記様式第5号	
	番 号		番号
	年 月 日		年 月 日
農林水産省農村振興局長		農林水産省農村振興局長	
地 方 農 政局 長 内閣府沖縄総合事務局長	殿	地 方 農 政局 長 内閣府沖縄総合事務局長	殿
<u> </u>	000 印	T JHJ/JJ D JOHN LI THINK	000 印
			事業採択申請書
	事業採択申請書	Dilata Nietza	
4月9日付け26農振第2069号農本 要、地域内農地集積促進計画、農	作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年 林水産事務次官依命通知) <u>第14の1</u> に基づき、 <u>(</u> 農地中間管理機構との連携概 農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計 、及び農地耕作条件改善計画 <u>)</u> を添付して申請する。	4月9日付け26農振第2069号	耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年 ・農林水産事務次官依命通知) <u>第11の1</u> に基づき、農地中間管理機構との連携概 <u>(若しくは</u> 高収益作物転換促進計画 <u>又は農地集積推進型</u>)及び農地耕作条件改善
※()内は、添付する計画書業	類を記載する。_	(別紙)	
(別紙)		地区名	事業概要
地 区 名	事 業 概 要		

別記様式第6号		別記様式第6号	
	番号		番号
	年 月 日		年 月 日
○○○ 殿		○○○ 殿	
	農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 印 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○		農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 印 内閣府沖縄総合事務局長
	事業採択通知書		事業採択通知書
集積促進計画、農地集積推進 業導入推進計画、及び農地制 実施要綱(平成27年4月9日 については予算の範囲内で行		積促進計画(<u>若しくは</u> 高収記 摂したので通知する。なお、	付け○○第○○号で申請のあった農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集 益作物転換促進計画 <u>又は農地集積推進型</u>)、及び農地耕作条件改善計画について採 農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産 とおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。
※()内は、別添様式第:	5号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。	(5)(5)	
(別紙)		(別紙)	
地区名	事業概要	地 区 名	事業概要

別記様式第7号		別記様式第7号	
	番号		番 号
	年 月 日		年 月 日
農林水産省農村振興局長		農林水産省農村振興局長	
地方農政局長	殿	地方農政局長	殿
内閣府沖縄総合事務局長		内閣府沖縄総合事務局長	
0 0 0 0			000 印
	000 印		

	事業変更申請書		事業変更申請書
	争未发史中调音		
		別紙の地区について、農地	也耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27
別紙の地区について、農	地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27		9号農林水産事務次官依命通知) 第11の4に基づき、農地中間管理機構との連携
	69号農林水産事務次官依命通知) 第14の4 (又は第14の6、7) に基づき、(農		計画(若しくは高収益作物転換促進計画又は農地集積推進型)及び農地耕作条件
地中間管理機構との連携概要	要、地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、未	改善計画を添付して申請する	5.
来型産地形成推進条件整備	計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画)を添付して申請		
する。			
※()内は、別添様式第	5号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。	(別紙)	
(別紙)		地区名	事 業 概 要
地 区 名	事 業 概 要		
——————————————————————————————————————	ず 木 W. 女		
		1	

別記様式第8号		別記様式第8号	
	番号		番
	年 月 日		年 月 日
○○○ 殿		〇〇〇 殿	
	農林水産省農村振興局長		農林水産省農村振興局長
	地方農政局長印		地 方 農 政 局 長 印
	内閣府沖縄総合事務局長		内閣府沖縄総合事務局長
	<u>0 0 0 0</u>		
	事業変更通知書		事業変更通知書
AT-00F00F00FU	IN COMPOSITION AND A SET STREET OF THE PROPERTY OF THE PROPERT	T4005000001	UIOOMOO Deenthak ak karatra ayeesa ka ka ka
	けけ○○第○○号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、 5%(以下27万4-R-0-R-4は20単行第200-R-世上は英東など度は全済(の)第10のよ	<u> </u>	けけ○○第○○号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、 5%(巫犬2万4-4-3-0 日付けの集長第2000日典サルズ東次次を仕入るの)第120日
	原綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)第16のといては予算の範囲内で行うものとする。		原綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知) <u>第13</u> のといては予算の範囲内で行うものとする。
わり、事未賃への助成につい	・には了好の軋曲性に行うものとする。	わり、事未賃への助成に"の	・には了舞の靼四円で行うものとする。
(別紙)		(別紙)	
地区名	事業 概要	地区名	事 業 概 要
地区 有	争 未 似 安	地 区 泊	争 未 似 安 ———————————————————————————————————

別記様式第9号	別記様式第9号
番号	番号
年 月 日	年 月 日
事業達成状況報告書	事業達成状況報告書
農林水産省農村振興局長地 方 農 政 局 長 殿内閣府沖縄総合事務局長○ ○ ○ ○	農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長
000 印	000 印
別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要綱 (平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知) <u>第15</u> に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。	別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要綱 (平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知) 第12に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。
(別紙)	(別紙)
地 区 名 事 業 概 要	地 区 名 事 業 概 要

別記様式第10号 別記様式第10号 番 号 年 月 日 年 月 日 農林水産省農村振興局長 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 地方農政局長 内閣府沖縄総合事務局長 内閣府沖縄総合事務局長 0 0 0 0 000 印 000 印 交付決定前着工届 交付決定前着工届 ○○ (交付決定前着手が必要な理由) のため、農地耕作条件改善事業実施要領 (平成27年4月9日付け26農 ○○(交付決定前着手が必要な理由)のため、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農 振第2070号農村振興局長通知)第8の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決 振第2070号農村振興局長通知)第8の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決 定前に着手したいので提出する。 定前に着手したいので提出する。 記 記 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場 合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること 合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わ 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わ ないこと ないこと ※ 本様式において、未来型産地形成推進条件整備型については、「交付金」の部分は、「補助金」とす る。

○ 農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

別記様式第11号 (新設) 年 月 日 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 内閣府沖縄総合事務局長 000 卸 高収益作物転換型における達成状況の改善計画について 高収益作物転換型として事業を実施した○○地区について、高収益作物転換 促進計画の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、 提出する。 記 1. 地区名、工期、総事業費 2. 完了年度及び達成状況報告の内容 3. 達成状況が十分でない原因及び問題点 4. 2年以内の期間の新たな目標年度の設定 5. 改善方策 (問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)

附則

- 1 この要領は、令和元年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、農地耕作条件改善事業実施要領(平成31年4月9日付け26農振第2070号)に基づき採択された本事業の実施については、なお 従前の例による。